



令和 7 年度
久留米市中小企業成長経営支援事業
支援先企業 募集要領

令和7年6月20日(第2版)
久留米市 商工観光労働部 商工政策課

1. 事業概要

久留米市では、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により、地域経済を牽引していく企業を「地域中核企業」と定義し、市内中小企業が地域中核企業へ成長していくことを後押ししてきたいと考えています。

本事業は、将来的に地域中核企業として成長が見込まれる企業（以下、「支援先企業」という。）に対する集中的な伴走型の支援を実施することにより、支援先企業の成長段階に応じた課題の解決を支援し、成長経営の自走化に導くことを目的としています。

対象企業 （詳細は、2ページをご確認ください）

次の全ての要件を満たす市内中小企業を対象とします。

- ① 登記上の本店所在地が久留米市内であること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 久留米市の地域中核企業として成長する意欲があること
- ④ 本事業で策定する支援計画の実行に必要な社内推進体制を構築できること
- ⑤ 暴力団排除条例等に該当しないこと
- ⑥ その他市長が適当でないとするものではないこと

支援内容 （詳細は、3ページをご確認ください）

久留米市内に本店を有し、地域中核企業として成長する意欲を持つ中小企業を本事業の支援先企業として選定し（3社程度）、集中的な伴走型の支援を行います。

- ・ 支援先企業各社に対して、本事業の受託事業者（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社）による伴走型のコンサルティング支援を実施します。
- ・ コンサルティング支援では、企業の成長のために解決が必要な課題を洗い出し、成長を実現するための支援計画を策定します。
- ・ この支援計画に基づき、専任のコンサルタントが課題解決に向けた施策・行動計画の推進や PDCA サイクルの構築を支援します。

募集期間等 （詳細は、5ページをご確認ください）

令和7年6月2日（月）から 令和7年7月11日（金）まで

申請書類をご準備の上、巻末記載の **申込先** までデータにてご提出ください。

※ 市でデータの受領を確認した後、到達確認のメールを返信します。

※ **募集期間を延長しました。**

ご不明な点がございましたら、巻末の **お問い合わせ先** までお問い合わせください。

2. 対象企業（申請要件）

以下の（１）～（８）までの全ての要件を満たす市内中小企業を対象とします。

- （１）会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する「会社」であり、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する「中小企業者」であること

- ・ 法人形態：株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社及び合資会社
- ・ 資本金の額、従業員数区分：

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種		
ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

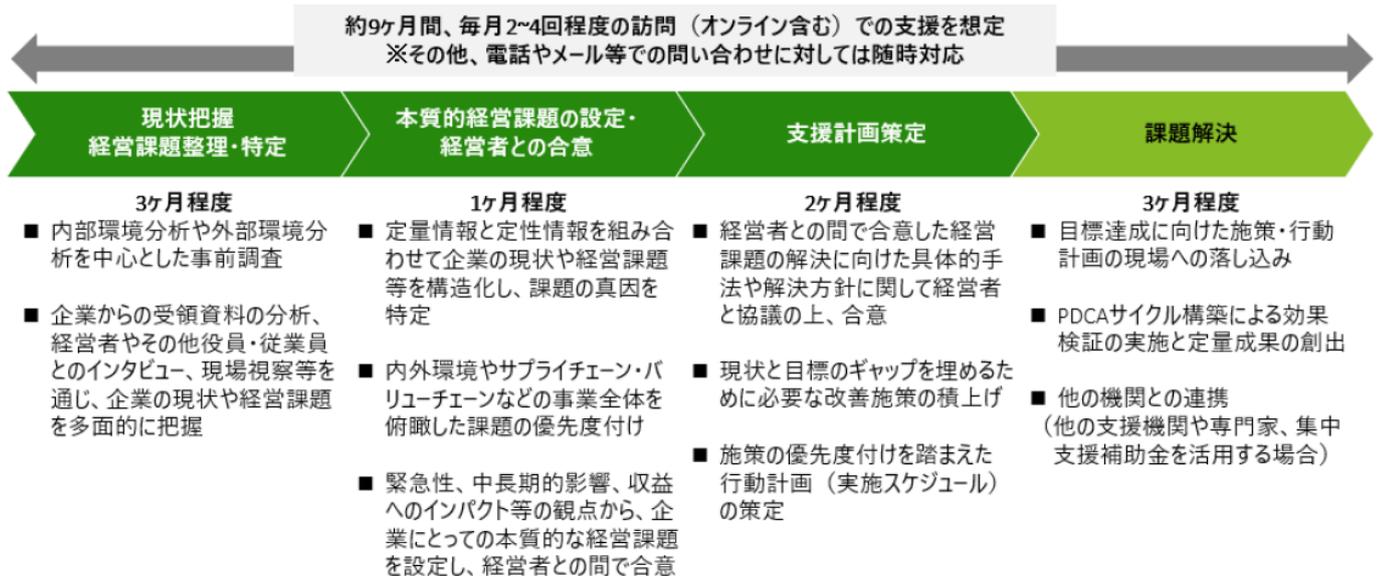
** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

- （２）登記上の本店所在地が久留米市内であること
- （３）「みなし大企業」（6ページ※参照）に該当しないこと
- （４）申請時点において税の滞納がないこと
- （５）次のいずれかに該当する企業でないこと
- ア 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及びこれらに類似する業種を営む企業
 - ウ 各種法令等に違反している企業
 - エ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - オ 法人の代表者及び役員等が、暴力団、暴力団員及び、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当する企業
 - カ その他、事業の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する企業
- （６）久留米市の地域中核企業として成長する意欲を有していること
- （７）本事業で策定する支援計画の実行に必要な社内推進体制を構築できること
- （８）本事業における支援先企業として選定された場合には、企業名や取組内容が公表されることを了承し、久留米市が実施するプロモーション活動やイベント、ヒアリング、アンケート等に協力すること

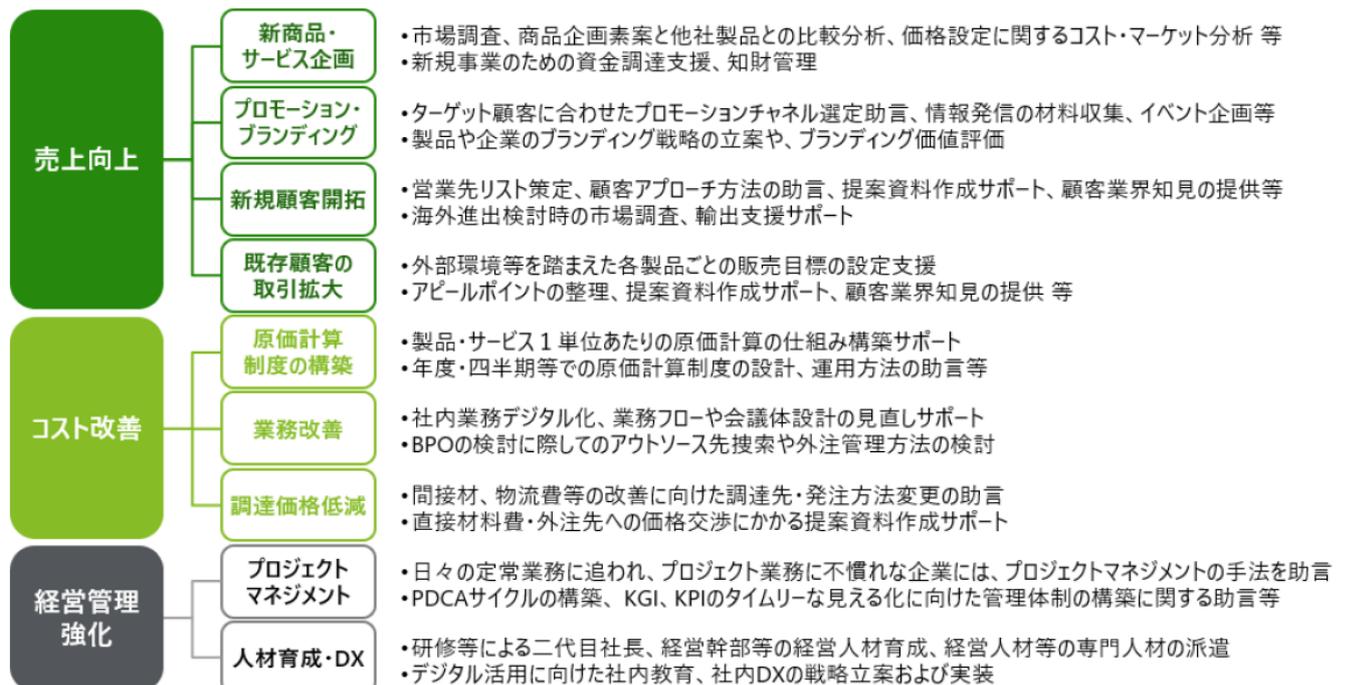
3. 支援内容

久留米市内に本店を有し、地域中核企業として成長する意欲を持つ中小企業を本事業の支援先企業として選定し（3社程度）、本事業の受託事業者（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社）による伴走型のコンサルティング支援を行います。

(1) 支援者によるコンサルティング支援のイメージ



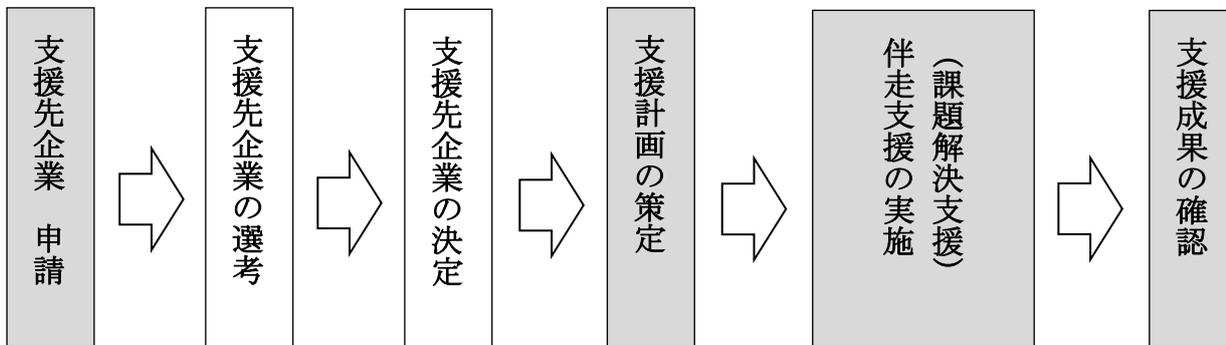
(2) 支援者におけるこれまでの支援事例



4. 申請から支援実施までのながれ

【全体の流れ】

R7.6~



(1) 申請について

「5. 申請方法」(5ページ)をご確認の上、ご申請ください。

(2) 支援先企業の選考について

7月中旬予定

(3) 審査基準を踏まえ、申請書類による書面審査を実施します。また、必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施します。

市と受託事業者との協議の上、3社程度を支援先企業として選定します。

(3) 審査基準

① 事業基盤

- ・ 事業内容に競争優位性や独自性等の強みを確立しているか。
- ・ 安定的な事業継続を担保できる財務状況や収益性等を有しているか。

② 成長意欲・成長可能性

- ・ 地域中核企業としての成長意欲を有しており、それを実現するために必要な組織体制を整備できているか。
- ・ 市場や競合の特徴を考慮した上で、事業の方向性や今後の展望等が適切に設定されているか。また、地域に好影響をもたらす成長可能性を有しているか。

③ 経済的インパクト

- ・ 外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により、久留米市への高い経済波及効果が見込まれるか。

④ 本事業への理解度

- ・ 経営者が主体となって、本事業による支援等に積極的に参画し、自社の成長に向けた課題解決に取り組むことができるか。
- ・ 本事業による支援計画の実行に必要な社内推進体制を構築できるか。

5. 申請方法

(1) 申請書類

申請書様式のデータは、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2025-0530-1353-74.html>



NO.	申請書類	備考
1	支援先企業応募申請書兼誓約書	第1号様式
2	支援先企業エントリーシート	第2号様式
3	企業パンフレット等	事業の概要がわかるもの
4	申請日までに確定している直近3期分の以下の資料	設立から3期を経過していない場合は、設立時から直近の決算期分
	① 貸借対照表	
	② 損益計算書	
	③ 売上原価、販管費及び一般管理費の明細書	
	④ （確定申告書類のうち） 法人事業概況説明書の写し	
5	履歴事項全部証明書の写し	発行から3か月以内のもの
6	市税の滞納なし証明書の写し	発行から3か月以内のもの
7	法人税、消費税及び地方消費税の 納税証明書の写し	発行から3か月以内のもの

※必要に応じて、追加資料の提出を求められることがあります。

(2) 申請書類の提出

(1) 申請書類をご準備の上、下記の受付期間内に申請先まで電子媒体でご提出ください。郵送での提出は受け付けません。

受付期間：令和7年6月2日（月）～ 令和7年7月11日（金）17時必着

申請先：久留米市商工観光労働部商工政策課

メールアドレス：syoko@city.kurume.lg.jp

※ 市でデータの受領を確認した後、到達確認のメールを返信いたします。

申請後3営業日以内にメールの返信が無い場合は、お手数ですが巻末のお問合せ先までご連絡ください。

※ 応募状況によっては、受付期間を延長する場合があります。

【留意点】

データのサイズが10MBを超える場合には受信できない場合がありますので、適宜、データファイルの圧縮や分割しての送付をお願いします。

6. 申請にあたっての留意点・お問合せ先

- ・ 本事業を通じてご提供いただいた情報は、本事業の推進のために利用するものとし、久留米市及び本事業の受託者（支援者：デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社）で共有いたします。
- ・ 本事業や本市施策に関する調査へのご協力を依頼する場合があります。また、本市の他の支援施策についてご案内する場合があります。
- ・ 支援先企業の決定後、申請要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合は、支援を中止します。
- ・ 支援先企業は、支援者によるコンサルティング支援を積極的に受け、支援計画の策定や支援計画に基づく課題解決に誠意を持って取り組んでください。進捗状況等は、久留米市や支援者に正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理の上、久留米市や支援者と協議し対策を行ってください。
- ・ 久留米市及び支援者は、支援先企業の課題解決や目的達成を保証するものではなく、本事業における結果については一切の責任を負わないものとします。また、本事業において、支援先企業にいかなる損害が生じたとしても、久留米市及び支援者は、当該損害に対し一切の責任を負わないものとします。
- ・ 必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

※ みなし大企業について

中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者（以下、「大企業」という。）との関係において、次の①～⑤に掲げるいずれかに該当する場合は、「みなし大企業」として本事業の支援対象外とします。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している会社
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している会社
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する会社が所有している会社
- ⑤ ①～③に該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている会社

お問い合わせ先 （受付時間：平日9時から17時）

久留米市 商工観光労働部 商工政策課

電 話：0942-30-9133

ファックス：0942-30-9707

メー ル：syoko@city.kurume.lg.jp